

八代港国際コンテナ定期航路曳船利用助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代港の利活用促進による地域の振興を図るため、八代港国際コンテナ定期航路によって運航船社が負担した曳船の利用費用に対し、予算の範囲内で八代港国際コンテナ定期航路曳船利用助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 八代港国際コンテナ定期航路 八代港と外国諸港湾を結ぶ航路(神戸港を経由する国際フィーダー航路を含む。)をいう。

(2) 曳船 船舶の寄港時に離着岸を支援するタグボート及びラインボートをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第6項に規定する貨物定期航路事業を行う運航船社であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 八代港国際コンテナ定期航路により、八代港にコンテナ船を寄港させ輸出入を行う者であること。

(2) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続していること。

(3) 八代市暴力団排除条例(平成23年八代市条例第32号)第2条第1号から第3号までに規定する者(以下「暴力団等」という。)でないこと。

(4) 暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者が八代港への寄港のために負担した曳船の利用費用のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 基本料金

(2) 燃料油価格変動調整金

(3) 割増費用

(4) その他市長が必要と認める経費

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、1寄港当たりの助成対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 重量トン数1万トン以下の船舶 上限10万円

(2) 重量トン数1万トンを超える船舶 上限20万円

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする運航船社は、曳船の利用費用が発生した日の属する月(以下「費用発生月」という。)の翌々月の末日又は費用発生

日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、八代港国際コンテナ定期航路曳船利用助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 八代港国際コンテナ定期航路曳船利用助成金実績報告書（様式第2号）
- (2) 運航船社が負担した曳船の利用費用が分かる請求書等
- (3) 運航船社が八代港に寄港させたコンテナ船の重量トン数が分かる書類（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、八代港国際コンテナ定期航路曳船利用助成金交付決定及び助成金の額の確定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求等）

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、八代港国際コンテナ定期航路曳船利用助成金交付請求書（様式第4号）により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に助成金を交付するものとする。

（助成金の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたと認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、八代港国際コンテナ定期航路曳船利用助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。